

基本目標 I

男女共同参画の意識づくり

施策 1 男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画を、すべての人が自らのこととして共感し進めていくことができるように、男女共同参画を推進する意義や目的について理解を広げます。

取組項目	担当課
<p>1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発</p> <p>すべての人の人権が尊重され、性別、年齢、障害、性的少数者、国籍等によって、困難な状況に置かれることがないように、理解を深めるための意識の啓発を進めます。</p>	<p>女性センター 総務人権推進課 健康長寿課 こども支援課 障害者福祉課 生涯学習スポーツ課</p>
<p>2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援</p> <p>男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供し、学習支援を行います。また、講座や展示に男女共同参画の視点を取り入れ、理解が深まるよう進めていきます。</p>	<p>女性センター 地域活動推進課 生涯学習スポーツ課</p>
<p>旧4 学校における男女平等教育の充実</p> <p>学校生活においては、男女の特性や発達等に配慮しつつ、ジェンダーにとらわれない学習指導を行い、男女共同参画に対する理解を促していきます。また、引き続き、全ての小中学校で男女混合名簿を使用します。</p>	<p>学校教育課</p>

施策2 性別による固定的な役割分担意識の解消

一人ひとりが個性と能力を発揮するために、性別による固定的な役割分担意識の解消を進めるとともに、性の多様性に関する理解を深めます。

取組項目	担当課
<p>旧3 制度や慣行の見直しの促進</p> <p>地域社会の制度や慣行は、目的や経緯があってつくられていても、性別による固定的な役割分担意識に基づくものであれば、見直しや改善につながるよう啓発を進めます。</p>	女性センター
<p>5 メディア・リテラシー※向上のための情報提供</p> <p>インターネット上には、性差別、暴力、わいせつなどの情報や、性別による固定的な役割分担を助長する情報が潜んでいます。こうした情報に対し、疑問を持つことができる視点が備わるよう、児童や生徒に対する適切な指導や、情報提供等の啓発を行います。</p>	女性センター 学校教育課
<p>6 市が発信する情報における表現の配慮</p> <p>市の広報やホームページ等の情報に、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現がないよう配慮するとともに、常に男女共同参画の視点で内容を確認します。</p>	女性センター 秘書広報課
<p>新 性的少数者への理解の促進</p> <p>性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるとともに、性的少数者の抱える問題を解消するための啓発等を行います。</p>	(担当課は調整中)

基本目標Ⅱ 女性の活躍と ワーク・ライフ・バランスの推進

施策3から施策8（取組項目7から取組項目22）までは「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」として位置付けます。

施策3 女性活躍推進法の普及啓発

自らの意志によって働き又は働こうとする女性が、個性と能力を十分に発揮して活躍でき、男女が共に多様な生き方を選択できる、豊かで活力あふれる社会の実現をめざします。

取組項目	担当課
<p>7 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の促進</p> <p>女性活躍推進法の規定による企業の事業主行動計画に沿った取組を促進します。また、事業主行動計画の策定義務のない従業員100人以下の企業に対し、情報提供を行い、地域全体で女性活躍を推進します。</p>	<p>女性センター</p>

施策4 女性が能力を発揮できる環境の整備

男女がともに働きやすく、能力を発揮できる職場づくりに向けて、地域の企業に対する働きかけを行います。

取組項目	担当課
<p>旧14 職場におけるハラスメント防止対策の促進</p> <p>ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけるものであり、社会的に許されない行為です。地域において、ハラスメントのない職場環境を推進し、働く男女が能力を十分に発揮することができるよう、企業や市民に対する啓発を行います。</p>	女性センター
<p>旧13 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進</p> <p>就業の平等を実現するために、地域の企業に対して、積極的な女性の採用を促す働きかけを行います。また、育成・登用に関する男女間格差が是正されるよう、情報提供を行います。</p>	女性センター 産業振興課
<p>旧16 公共調達※における女性活躍推進取組の反映</p> <p>女性活躍推進法の趣旨をふまえ、価格以外の要素を評価する公共調達のあり方について検討します。</p>	政策推進課 財政課

施策5 長時間労働の見直し

男女ともに働きやすい職場を実現するためには、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランスが必要です。一人ひとりが希望するバランスで安心して働くことができるよう、啓発を行います。

取組項目	担当課
<p>旧8 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進</p> <p>働きやすい職場環境を実現するには、仕事と生活の調和が非常に大切です。地域の企業や市民に対してワーク・ライフ・バランスの理解が進むよう、啓発活動や講座を行っていきます。</p>	女性センター
<p>旧9 働き方改革に関する情報提供</p> <p>働く人が健康で豊かな生活を送ることができるよう、地域の企業に対して、長時間労働の抑制、有給休暇取得の促進等、柔軟な働き方を推進している先進企業の取組に関する情報を提供します。</p>	女性センター

施策6 さまざまな働き方の普及と支援

一人ひとりの事情や仕事の内容に応じて、多様な働き方が選択できるよう情報提供を行うとともに、企業に向けて環境整備を促します。また、女性の起業に向けた支援を強化します。

取組項目	担当課
<p>旧10 多様な働き方を可能にする環境整備</p> <p>新型コロナウイルス感染症を契機に、仕事ではオンラインの活用が急速に拡大し、テレワークによる場所の制約を受けない勤務形態等、新しい働き方の可能性が広がっています。</p> <p>このような、多様な働き方を可能にする環境整備について、先進企業の取組などの情報を地域の企業に提供します。</p>	<p>女性センター</p>
<p>旧11 女性の起業に向けた支援</p> <p>起業に係る女性特有の課題を踏まえ、起業のノウハウを学ぶセミナーや情報交換できるイベントを開催するとともに、女性に有利な融資制度等について情報を収集し提供します。また、本格的な起業への準備や事業の継続に繋げる支援を行います。さらに、県、農業協同組合等、関係機関との連携により、女性の農業の担い手の育成・支援及び6次産業の取組支援を進めます。</p>	<p>女性センター 産業振興課</p>

取組項目	担当課
<p>旧15 女性の再就職に向けた支援</p> <p>県と連携し、キャリアブランクに配慮した講座を開催します。</p> <p>また、ハローワークと連携し、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業とマッチングするための面接会を開催します。</p> <p>旧12 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育</p> <p>小中学校のキャリア教育及び進路に関する助言をする際は、性別によって職業や生き方が制限されないように配慮するとともに、一人ひとりの可能性を的確に把握し能力を伸ばすことができるような学習の機会を提供します。</p>	<p>女性センター 産業振興課</p> <p>女性センター 学校教育課</p>

施策7 子育て家庭への支援

子育て家庭が、地域や家庭と職場を両立しながら能力を発揮できるよう、環境整備を進めていきます。

取組項目	担当課
<p>17 子育て情報・相談窓口の充実</p> <p>子育てについて気軽に相談できる窓口と、家庭訪問事業を充実するとともに、子育てガイドブックの発行等により、子育て家庭への情報提供を行います。</p>	こども支援課
<p>18 保育環境の整備</p> <p>様々な保育ニーズに対応するため、時間外保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育等の環境整備を行います。</p> <p>また、事業所内保育の促進を図ります。</p>	こども支援課
<p>19 地域における子育て環境の整備</p> <p>ファミリー・サポート・センター等の子育て活動を支援するとともに、つどいの広場など親子が地域で気軽につどい交流できる場を整えます。</p>	こども支援課

施策8 介護が必要な家庭への支援

介護が必要な状態になっても、地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、相談体制とサービスの充実を図っていきます。また、企業に向けて、介護をしながら働き続けることができる職場環境の整備を啓発していきます。

取組項目	担当課
<p>20 相談体制と介護サービスの充実</p> <p>高齢者に関しては地域包括支援センター、障害がある人に関しては障害者基幹相談支援センターを中心に、相談体制の充実と強化を図ります。</p> <p>また、施設や在宅での介護が必要な人が、必要なサービスが受けられるよう、サービスの量と質の向上を図ります。</p>	<p>障害者福祉課 介護保険課</p>
<p>21 地域で支える体制の整備とシステムの構築</p> <p>介護が必要な人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、在宅医療と介護サービスが一体的に受けられる地域包括ケアシステムを構築します。</p> <p>行政、家族、事業者、ボランティア、自治会や地域支え合い協議会等地域の団体との連携・協力により、高齢や障害により介護が必要な人や家族を、地域で支える体制づくりを進めます。また、家族の介護等を行うケアラーの負担を取り除き、公的サービスにつなげることができるよう支援します。</p>	<p>地域活動推進課 健康長寿課 障害者福祉課 (担当課を追加することを調整中)</p>
<p>22 介護休暇制度の周知と利用の促進</p> <p>男女ともに家族の介護をしながら働き続けることができるよう、介護休暇等の制度を周知し、積極的な活用を働きかけて行きます。</p> <p>また、企業に向けても、介護休暇制度を利用しやすい職場環境の整備を進めるよう周知していきます。</p>	<p>女性センター</p>

施策9 男性の家事・育児・介護への参画支援

男女とも仕事と家庭の両立を推進するために、男性が家事・育児・介護等に積極的に関わるよう環境整備を推進します。

取組項目	担当課
<p>23 男性が参画しやすい環境の整備</p> <p>男性が、家事・育児・介護に主体的に関わることができるよう、企業に対しては、職場環境改善に関する啓発を行います。</p> <p>また、市民に対しては、育児講座、料理教室等の取組を行い、家事・育児・介護へ参画するための、意識の啓発を行っていきます。</p>	女性センター こども支援課 保健センター
<p>24 生活能力を養う教育の推進</p> <p>性別にかかわらず、生活を営むために必要となる知識や技術を習得する機会を提供します。また、学校や地域での体験・交流活動の場を充実するとともに、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。</p>	学校教育課 生涯学習スポーツ課

施策10 地域活動への参画促進

地域で暮らす人々が互いに支え合い、充実した生活を送ることができるよう、地域課題の解決に向けた活動を支援します。

取組項目	担当課
<p>25 地域活動に関する情報の発信</p> <p>地域の多様な人が課題を共有し活動に参加できるよう、地域活動を推進するための学習会やシンポジウムを開催するとともに、市民の活動を発信する機会を設けるなど地域活動の情報共有を図ります。</p>	地域活動推進課
<p>26 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援</p> <p>防犯、防災、子育て、高齢化など、様々な地域課題の解決につながるよう、地域の人々の連携・協働を進めるためのコーディネート機能を強化します。また、自治会やPTAなどの地域活動の場における女性の参画が進むよう、意識の啓発を行います。</p>	地域活動推進課



基本目標Ⅲ

すこやかで安心できる
安全な暮らしの実現

施策11から施策14（取組項目27から取組項目38）までは、「鶴ヶ島市DV対策基本計画」として位置付けます。

施策11 DVに関する正しい理解の普及

DVなどのあらゆる暴力は、個人の尊厳を傷つける許されない行為であり、それが社会的な問題であるという認識を共有するための啓発活動を推進します。

取組項目	担当課
<p>27 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底</p> <p>DVは、人権を著しく侵害する重大な犯罪行為です。家庭内で発生しやすいことから、被害が潜在化する傾向にあり、児童虐待が併発していることもあります。このような暴力を根絶するために、社会意識の醸成に取り組んでいきます。</p>	女性センター
<p>28 若年層へのDV予防啓発の推進</p> <p>近年では、デートDVや、SNS等を悪用した新たな暴力等がみられます。このような暴力の予防教育を進めるとともに、インターネットの危険性と適切な利用についての啓発を行っていきます。</p>	女性センター 学校教育課

施策12 相談機能の充実

配偶者暴力相談支援センターと関連部署との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。

取組項目	担当課
<p>29 相談窓口の周知</p> <p>相談窓口の情報について、潜在する被害者や障害のある人、外国人等、全ての人に必要な情報が届くよう、周知を進めていきます。</p>	<p>女性センター こども支援課 秘書広報課</p>
<p>30+31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上</p> <p>DV被害者を早期発見し被害の深刻化を防ぐために、職員のDVに関する理解を深めます。また、被害者が置かれている不利な立場について理解し、必要な支援に繋げるとともに、被害者に二次被害を与えないよう、資質の向上を図ります。</p>	<p>女性センター 総務人権推進課 地域活動推進課 福祉政策課 こども支援課 健康長寿課 障害者福祉課 保健センター 教育センター</p>

施策13 被害者の安全確保と自立支援

DV被害者の救済については、被害者と同行者の安全で迅速な避難を徹底し、心身の回復と自立に向けたきめ細やかなケアの実施など、被害者の状況に配慮しながら、支援を行います。

取組項目	担当課
<p>32 被害者の安全確保の徹底</p> <p>DV被害者の支援は、被害者と同行者の安全を迅速に確保することが必要です。相談を受けた場合は、速やかに配偶者暴力相談支援センターに連絡し、警察、県婦人相談センター等の関係機関と連携して保護等の対応できるよう、体制整備を進めていきます。</p>	<p>女性センター 市民課 福祉政策課 こども支援課 健康長寿課 障害者福祉課 保健センター 学校教育課 教育センター</p> <p>こども支援課</p>
<p>33 被害者ケアの充実</p> <p>DV被害者の中には、繰り返される暴力により心身の不調を抱えて苦しむケースが多いため、医療機関との連携・協力を得ながら、中長期にわたるカウンセリングの実施等により被害者のケアを図ります。</p>	
<p>34 被害者の自立に向けた支援の充実</p> <p>被害者が安心して安全な自立した生活を送ることができるように、住宅の確保、医療や年金の保険手続、住民基本台帳の閲覧等制限、同伴の子どもの就学等各種手続きや利用できる制度について、情報提供や助言、必要に応じて同行支援を行います。</p>	<p>市民課 福祉政策課 こども支援課</p>

施策14 関係機関との連携

被害者の支援は、安全の確保、的確な保護、自立に向けた支援など、関係機関の連携が不可欠です。そのため、配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携体制を強化します。

取組項目	担当課
<p>35 庁内における連携体制の充実</p> <p>DV被害者の置かれている状況に応じて、住民情報や税情報を扱う部署、福祉サービスを提供する部署及び学校等との連携を密にすることが重要です。定期的な連絡会議の開催と、職員の異動にも配慮したマニュアルの作成により体制の充実を図ります。</p>	こども支援課
<p>36 県の婦人相談センターや警察等との連携強化</p> <p>深刻なDV被害者の避難及び保護に際しては、事態の悪化を回避し被害者の安全を確保するために、県婦人相談センター及び警察と連携を密にとりながら対応します。また、医療機関とも連携できるよう、関係機関と定期的に連絡会議を開催するなどして連携体制を強化します。</p>	こども支援課
<p>37 NPOや民間支援団体との連携</p> <p>被害者の状況や希望する支援の内容により、民間のシェルターやNPO団体を活用することが適切で効果があると見込まれるケースがあるため、さまざまなNPOや民間支援団体について日常的に情報を収集し連携を図ります。</p>	こども支援課
<p>38 子ども、高齢者、障害者、外国人等への支援</p> <p>被害者が、子ども、高齢者、障害者、外国人等である場合は、より被害を訴えにくい場合があります。そのため、配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携体制を強化し、効果的な支援を行います。</p>	女性センター 地域活動推進課 こども支援課 健康長寿課 障害者福祉課

施策15 困難を抱えた女性への支援

貧困、高齢、障害、民族や国籍の違いなどに加えて、女性であることでさらに複合的な困難に置かれる場合が多いことに留意し、男女共同参画の視点から問題の所在を明らかにし、中長期的な視野に立った支援を行います。

取組項目	担当課
<p>39 シングルマザーへの支援</p> <p>母子家庭は様々な困難を抱えています。孤立に追い込まれ、支援を求めにくくなっているケースも多々あります。このような状況に配慮し、相談しやすい環境整備と各種制度の利用に向けた情報提供を充実します。また、自立・就労に向けて支援を行っていきます。</p> <p>40 高齢の女性への支援</p> <p>高齢の女性は、夫を亡くし年金の減額等から困窮状態に追い込まれるケースや、加齢により家事等の役割を担えなくなったことで家族から虐待を受けるケース等、困難な状況に陥りやすいケースが多々あります。このような状況に配慮し、生活への適切な支援を行います。</p>	<p>女性センター 福祉政策課 こども支援課 産業振興課</p> <p>健康長寿課</p>

取組項目	担当課
<p>41 障害のある女性への支援</p> <p>障害のある女性は、社会的・経済的活動の参画率が非常に低い状況にあります。また、障害による性と生殖否定の差別、性虐待を受けやすい実態となっています。このような実態に配慮し、問題解消に向けた啓発や相談機能の充実など支援を拡大します。</p>	<p>女性センター 障害者福祉課</p>
<p>42 外国人女性への支援</p> <p>外国人は、言語や文化、価値観の違いなどから、地域での差別や孤立につながる場合があります。また、女性であることで経済的な格差を背景としたDVや性的搾取の被害者となるケースが多くなっています。このような状況に配慮し、民族や国籍の違いに基づく偏見や差別を解消するための人権教育を徹底するとともに、関係団体・機関との連携による相談・支援体制を充実します。</p>	<p>女性センター 総務人権推進課 地域活動推進課 学校教育課</p>
<p>新 生活に困窮する女性への支援</p> <p>経済的な理由などにより、生理用品を買う余裕がない状況にまで追い込まれる、いわゆる「生理の貧困」がクローズアップされています。これは、生理をタブー視する風潮による心理的な問題も併せ持っており、全ての女性が抱える社会的な課題として捉え、支援体制を整えていきます。</p>	<p>女性センター (関係課は調整中)</p>

施策16 生涯を通じた女性の健康支援

生涯にわたり心身ともに豊かな生活を送るために、性に関する正確な知識や妊娠・出産の可能性のある女性にとり重要な権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の啓発を推進します。また、ライフステージに応じた健（検）診等で疾病予防対策を充実します。

取組項目	担当課
<p>43 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進</p> <p>自分を大切にし、相手を尊重した性教育を行います。特に妊娠・出産が、女性のライフ・プランに大きく影響することを踏まえ、性感染症や避妊など、性に関する正確な知識を伝えます。また、性の多様性に配慮した人権教育により、性的少数者や自分の性に違和感を持つ人への差別や偏見の解消を進めます。</p>	女性センター 保健センター 学校教育課
<p>44 思春期の心と身体健康支援</p> <p>若年女性の望まない妊娠や性感染症を防いだり、性犯罪や薬物犯罪等に巻き込まれたりしないよう、啓発を行います。また、悩みを抱えた人に必要な情報が届くよう、相談窓口の周知を進めます。</p>	女性センター 保健センター 教育センター

施策17 男女共同参画の視点からの 防犯・防災対策の充実

性犯罪・性暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な人権侵害です。その根絶に向けた啓発と被害者支援を推進します。また、地域の防災力向上を図るために、防災施策の策定過程及び防災の現場への女性の参画を拡大し男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えます。

取組項目	担当課
<p>47 性暴力の防止と被害者支援</p> <p>性暴力は、人間の尊厳を踏みにじる卑劣な犯罪です。事件は潜在化しやすく、多くの被害者がPTSD(心的外傷後ストレス障害)等により後々まで苦しんでいます。こうした性暴力の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害にあった場合の相談先や緊急避妊の対応等、被害者の心身のケアに関する情報提供の充実を図ります。</p>	<p>女性センター 保健センター</p>
<p>48 男女共同参画の視点による防災対策の推進</p> <p>災害時の避難所生活では、性犯罪が発生しやすいことや、性別によって役割分担に偏りが生じ、女性への負担が増すことが報告されています。防災体制の整備や災害時の避難所運営にあたっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議の女性委員の割合を増やしていきます。また、自主防災組織との連携を図りながら、災害時における女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人、性的少数者なども含めた多様な住民のニーズを把握し、防災対策を進めていきます。</p>	<p>女性センター 安心安全推進課 健康長寿課 障害者福祉課</p>

基本目標Ⅳ

男女共同参画を推進する 体制の充実

施策18 市役所における推進体制の強化

市は男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進することとしています。このため、市の推進体制の強化に向け、職員の意識の共有、政策への男女共同参画の視点の反映、方針決定の場への女性の参画推進に取り組んでいきます。

取組項目	担当課
49 職員の男女共同参画推進意識の共有 「鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進員連絡会議」を設置し、女性センター、庁内推進責任者及び庁内推進員が連携し、男女共同参画の推進に向けた意識の共有を図ります。	女性センター 人事課
50 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映 市が行う全ての政策や事業に男女共同参画の視点を取り入れるためのチェックリストを作成するとともに、市民意識調査や市民コメント等を実施し、多様な意見を反映させます。	政策推進課

取組項目	担当課
<p>51 審議会等への女性登用促進</p> <p>政策や方針決定の場の男女不均衡を是正するために、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の考え方にに基づき、市の審議会等の委員における女性の割合を増やしていくよう、担当課への働きかけを行います。</p>	<p>政策推進課</p>
<p>52 管理職への女性職員の登用推進</p> <p>市の管理職における女性の割合を増やし、政策や方針決定に男女の意見が反映されるよう改善していきます。また、若い女性職員が昇進意欲を持てるよう、研修や多様な職務機会の提供に努めます。</p>	<p>政策推進課 人事課</p>
<p>53 男性職員の育児・介護休暇取得の促進</p> <p>超過勤務の縮減や休暇取得の促進を図り、市職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。特に男性職員への育児・介護休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。</p>	<p>政策推進課 人事課</p>

施策19 様々な機関との連携による 推進体制の強化

これまで連携してきた機関との関係を強化しつつ、新たな機関とも積極的に連携を図ります。

取組項目	担当課
<p>54 国・県・近隣自治体との連携の推進</p> <p>国・県と積極的な連携を進めるとともに、近隣自治体との情報交換を行い地域における男女共同参画を推進します。</p>	女性センター
<p>55 大学・企業との連携の推進</p> <p>地域包括連携協定を締結している企業や地域の大学との連携を進め、男女共同参画を推進する取組の幅と内容を広げます。</p>	女性センター
<p>56 NPO法人や市民活動団体等との連携の推進</p> <p>市内で活動するNPO法人や市民活動団体等との連携を進め、男女共同参画推進への理解と取組を広げます。</p>	女性センター

施策20 女性センターを拠点とした 推進体制の強化

鶴ヶ島市男女共同参画推進条例及び鶴ヶ島市女性センター条例に基づき、女性センターを拠点とし、男女共同参画を推進する体制を強化します。

取組項目	担当課
<p>57 鶴ヶ島市男女共同参画推進条例に基づく取組の強化</p> <p>男女共同参画計画を総合的かつ計画的に推進するために、条例で定めた基本理念や責務を常に念頭に入れ、男女共同参画社会の実現に向けた啓発やポジティブ・アクションの推進に取り組めます。</p>	女性センター
<p>58 女性リーダーを中心としたネットワークの形成</p> <p>地域で活躍する女性リーダーや複数の分野のグループが連携して男女共同参画に関する取組に携われるよう、ネットワークづくりを支援します。</p>	女性センター
<p>59 男女共同参画推進プランの進行管理の徹底</p> <p>令和4年度から令和8年度までの5年間に、本市がめざす「人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を發揮できるまち」の実現に向けて、この第6次プランで掲げた基本目標達成のための取組の進行管理を徹底します。</p>	女性センター